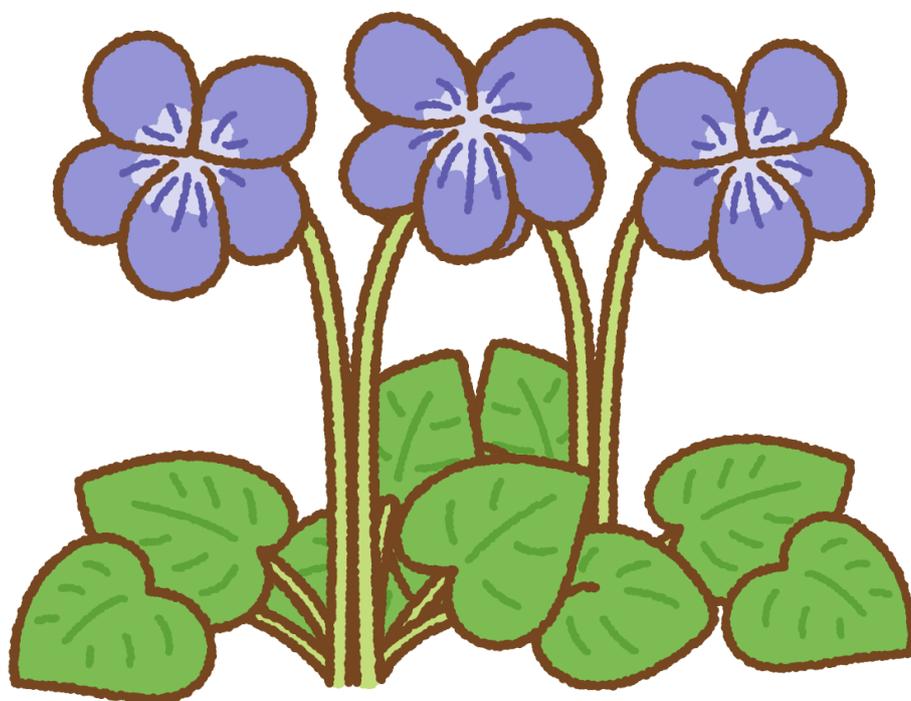


せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

そうだん しんせいよう
－相談・申請用－



たからづかし ふくしじむしょ
宝塚市福祉事務所



令和6年12月16日改訂

もくじ

1. 生活保護とは.....	1
2. 生活保護を受けるにあたって.....	2
3. 最低生活費とは.....	5
4. 保護の種類.....	7
5. 保護を受ける人の権利.....	9
6. 保護を受ける人の義務.....	10
7. 保護受給までの流れ.....	12
8. 医療扶助について.....	13
9. Q&A.....	14
10. 保護開始時の手続きについて.....	16
11. 生活保護のご相談・お問い合わせ先.....	17

1. 生活保護とは

わたしたちの一生の間には、病気や高齢、けがなど、様々な理由で生活に困ることがあります。

生活保護は、こうした世帯に対して経済的援助を行い、国民の権利である健康で文化的な生活を保障する最後のセーフティネットであり、1日でも早く自立して生活できるように援助する制度です。

▶ 生存権の保障

(日本国憲法第25条・生活保護法(以下「法」という)第1条)

日本国憲法(第25条)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法(法第1条)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2. 生活保護を受けるにあたって



▶ 居住地保護の原則

生活保護は現在住んでいる場所（居住地）の市区町村で受けることになります。

※住民票の住所とは関係がありません。

※居住地がない人は、どこの市区町村でも保護の相談をすることができます。

▶ 外国籍の人に対する保護

生活保護法に定められている国民に対する保護の基準に準じて、必要と

認められる保護を受けることができます。

有効な在留カードや特別永住者証明書の提示が必要です。

▶ 世帯単位の原則（法第10条）

一緒に生活している「世帯」を単位として、保護が必要かどうかを判断します。

同居する人が親族の場合でも他人の場合でも、同じ家に住んで生活を共にして

いる人が「世帯」となります。

「世帯」全体で生活保護の必要性を決定するため、同じ世帯にいる場合、一人だけ生活保護を受けることは基本的にできません。

▶ 申請主義（法第7条）

生活保護を利用するには、「本人の意思」に基づく申請が必要です。

要保護者が窮迫した状態にあるときは、申請がなくても必要な保護が受けられる場合もあります。

ほそくせい げんり ほうだい じょう
▶ **補足性の原理（法第4条）**

りよう できる しさん のうりよく た かつよう ひつよう
利用できる資産、能力 その他あらゆるものの活用が必要です。

たほう た せさく かつよう
他法他施策の活用

ほか ほうりつ せいど う しえん かのう かぎ りよう ひつよう
他の法律や制度で受けられる支援は、可能な限り利用が必要です。

ねんきん ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきん
例：年金、年金生活者支援給付金、

じどうてあて じどうふようてあて とくべつじどうふようてあて
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、

しょうびょうてあてきん しつぎょうてあてきん
傷病手当金、失業手当金、

じりつしえんいりようせいど なんびょうしていりよう
自立支援医療制度、難病指定医療 など

のうりよく かつよう
能力の活用

せたい なかで はたら ひと のうりよく おう はたら しゅうにゅう え
世帯のなかで、働ける人は、その能力に応じて働き、収入を得てくだ
さい。病気やけが・高齢など正当な理由がない方で仕事をされていない方
は、きゅうしょく む どりよく ひつよう
求職に向けて努力をしていただく必要があります。

しさん かつよう
資産の活用

かつよう ざいさん しさん しょぶん さいだいげんかつよう せいかつひ あ ひつよう
活用できる財産や資産は、処分あるいは最大限活用し、生活費に充てる必要
があります。

て も げんきん よちよきん ひしょう
例：手持ちの現金や預貯金の費消、

せいめいほけん かくしゅほけん かいやく
生命保険など各種保険の解約、

ふどうさん ゆうかしょうけん ききんぞく じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ ばいきやく
不動産、有価証券、貴金属、自動車、原動機付自転車などの売却

ほ ゆうり ゆう れいがい そうだん
※保有理由などにより、例外もありますのでご相談ください。

※65歳以上で不動産を単独で所有している場合、不動産を担保として貸し付け
を受ける生活福祉資金貸付制度（リバースモーゲージ）をご案内する場合があります。
ます。

扶養義務者の扶養

民法に定められている扶養義務者（親・子・兄弟姉妹など）から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。（民法で定められている扶養義務者による援助は、生活保護に優先して行われることとされています。）
特に夫婦相互間、義務教育終了前の児童に対する親には強い扶養義務があります。

福祉事務所から扶養義務者に対して、文書を送付し扶養の程度を確認します。

「扶養義務者の援助が見込めない」と判断される扶養義務者には、直接照会を行わない取扱いとされているため、もしそのような扶養義務者がいる場合はご相談ください。

例：生活保護を受けている人、DVを受けて逃げている相手、
10年以上音信不通の人 など

▶ 暴力団に対する生活保護の適用について

暴力団員であることを申告せずに保護を受けた場合は、

すでに支給した保護費を返していただき、刑事告発されることがあります。

3. 最低生活費とは

食費・光熱費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費などを合わせたものです。最低生活費は、家族の人数、年齢など世帯の状況によって違います。

保護の内容も収入の状況や世帯の状況によって異なります。

▶ 収入とは

世帯が得たすべてのものが収入となります。

収入があった場合は必ず申告してください。

未申告の場合は、その収入の全額、または一部金額が返還対象となります。

例：

- ・給与、賞与（お子さんのアルバイト収入を含む）
- ・年金
- ・各種手当（児童手当、児童扶養手当など）
- ・仕送りを受けて得た収入
- ・資産（車や不動産、生命保険など）を売って得た収入
- ・生命保険の給付金
- ・交通事故の慰謝料
- ・その他臨時的に得た収入



はたらくと手元に残る
お金が増えます！

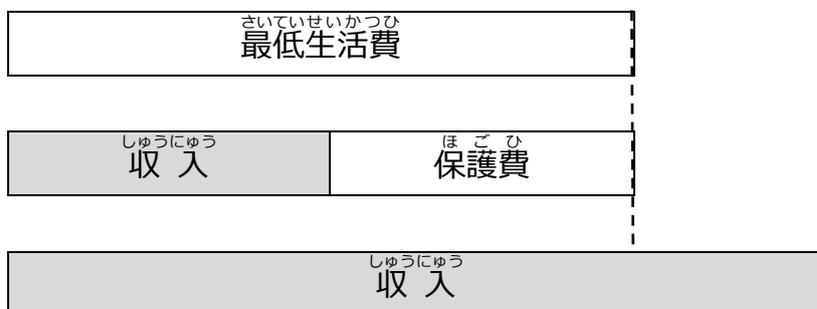
勤労収入は、必要経費を控除して最低生活費と比べることになります。

また、勤労収入額に応じた金額が基礎控除として控除されます。

- ・年金は2ヶ月に1回入金されます。

一度に使わず2ヶ月分に分けて使ってください。

ほごかいしじ てもちきん しよじきん よちよきん が、さいていせいかつひ わり こ がく かいし
保護開始時の手持金(所持金・預貯金)が、最低生活費の5割を超える額は開始
じ しゅうにゅう さんてい
時の収入として算定されます。



例1 さいていせいかつひ まんえん しゅうにゅう まんえん ばあい まんえん ほごひ
最低生活費が10万円、収入が6万円の場あ、4万円が保護費として
しきゅう
支給されます。

例2 さいていせいかつひ まんえん しゅうにゅう まんえん ばあい せいかつ ほご てきょう
最低生活費が10万円、収入が15万円の場あ、生活保護の適用は
う
受けられません。

※ しゅうにゅう おお ばあい いるようひ かいごひ いちぶ ふたん
収入が多い場あ、医療費や介護費の一部を負担していただくことが
あります。

4. 保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、それぞれ生活実態に応じて国が定めた基準の範囲内で支給されます。

原則、事前申請が必要です。

生活扶助	食費、衣服費、水道光熱費など、日常の暮らしに必要な費用
住宅扶助	家賃・地代などの住宅に必要な費用 ※共益費や管理費などは対象外
医療扶助	保険診療の範囲内で、病気、けがの治療などに必要な費用
介護扶助	介護保険の給付対象となる介護サービスに必要な費用
教育扶助	学用品、教材費、学級費、通学交通費、校外活動参加費、 学習支援費（例：クラブ活動費（実費））など義務教育に必要な費用
生業扶助	就職のための技能習得費用、高校就学に必要な教材費、 通学交通費、学習支援費（例：クラブ活動費（実費））など
出産扶助	分娩費用など出産に必要な費用
葬祭扶助	葬祭などに必要な費用

通常の生活保護費とは別に、支給の必要があると福祉事務所が認めた場合に限り、国が定めた基準額の範囲内で支給される扶助があります。

一時扶助

例：

- ・被服費：布団、学童服、新生児の寝具、常時失禁者の紙おむつ費用など
※紙おむつ費用の支給は、医療機関の証明が必要です。
- ・移送費：転居の際の家具の運搬費用、病院への通院費用
※支給には条件があります。
- ・治療材料費：眼鏡や健康保険の療養費の対象となる治療用装具など
- ・住宅維持費：家屋の修繕費用
- ・入学準備金：小中学校に入学する際にかかる費用
- ・高等学校就学費：高校就学に必要な教材費、通学交通費など
- ・検診料：障害者手帳の申請や、介護施設利用のために必要な診断書などの費用
- ・敷金など：転居が必要になったときの敷金などの費用、家の賃貸借契約や火災保険の更新費用
- ・家財保管料：家財を自宅以外の場所に保管する必要がある際にかかる費用
- ・家財処分料：家財の処分が必要な際にかかる費用
- ・家具什器費：最低生活に必要な炊事用具、食器、冷暖房器具などの購入費
※保護の開始時、長期入院後など一定の要件に該当する場合には限ります。
- ・技能習得費：仕事に就くための技能を習得する際の費用
- ・就職支度費：就職のために必要とする衣類、履物など

上記はあくまで一例です。

一時扶助に関する詳しい内容は、福祉事務所にお問い合わせください。

5. 保護を受ける人の権利

▶ 無差別平等（法第2条）

すべての国民は、この法律に定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができます。

▶ 不利益変更の禁止（法第56条）

正当な理由がない限り決定された保護を不利益に変更されることはありません。

▶ 公課禁止・差押禁止（法第57・58条）

保護により支給された金銭・物品には、税金が課されることや差し押さえされることはありません。

▶ 審査庁・再審査請求（法第64・66条）

福祉事務所が行った保護の決定（申請却下、変更、停止、廃止など）に不服がある場合は、この決定を知った翌日から起算して3ヶ月以内に兵庫県知事に対して審査請求することができます。

※外国籍の人は、生活保護法の準用による保護の適用についての不服申し立てはできません。

ただし、保護申請に対して行った決定（申請却下）に不服がある場合に関しては、上記と同様に兵庫県知事に対して審査請求することができます。

6. 保護を受ける人の義務

▶ 譲渡の禁止（法第59条）

保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。

▶ 生活上の義務（法第60条）

- ・ 働くことができる人は、能力を活用し収入が得られるよう努めてください。
- ・ 病気などにより働くことができない人は、通院などにより治療に努めてください。
- ・ 計画的に保護費を使ってください。
- ・ 保護費に含まれる家賃、教育関係の費用、公共料金などを滞納してはいけません。

▶ 連絡・届け出の義務（法第61条）

収入・資産を受け取ったとき、生活状況に変化があったときは、必ず速やかに福祉事務所に連絡・届け出が必要です。

収入

資産

- ・ 臨時収入や新たに収入を得た
- ・ 給料や年金、手当、仕送りなどの収入が増減した
- ・ 生命保険の給付金などを受け取った
- ・ 資産の売却、相続などがあつた

せいかつじょうきょう
生活状況
へんか
の変化

- ・ 就職・退職・転職する
- ・ 入院・退院・転院する
- ・ 健康保険証（社会保険）、労災や他の公費負担医療制度が
使えるようになった、または使えなくなった
- ・ 施設（介護老人保健施設など）に入所・退所した
- ・ 家族の人数が変わった
- ・ 転居した
- ・ 家賃・地代が変わった
- ・ やむを得ない事情で長期間留守にする
- ・ 各種手帳の取得・等級が変わった
- ・ 子どもが入学・進級・卒業・退学した
- ・ 交通事故にあった※自転車事故も含む

しどうおよ しじ したが ぎむ ほうだい じょう
▶ 指導及び指示に従う義務（法第27・62条）

せいかつ いじ こうじょう ふくしじむしょ ひつようさいししょうげんど しどう しじ おこな
生活の維持・向上のため、福祉事務所が必要最少限度の指導・指示を行うこと
があります。指導・指示に従わない場合は、生活保護の変更・停止・廃止をす
る場合があります。

ほごひ へんかん ほうだい じょう
▶ 保護費の返還（法第63条）

つぎ ばあい ほごひ へんかん ぎむ しょう ふくしじむしょ しじ
次の場合、保護費の返還の義務が生じることがあります。福祉事務所の指示に
従い速やかに返還してください。

- ・ 差し迫った事情により、本来資力がありながら保護を受けた
- ・ 収入申告書の提出が遅れ、保護費に過払いが生じた
- ・ 資産（不動産・自動車など）を売却し、売却益があった
- ・ 交通事故の慰謝料が入った
- ・ 年金が遡って認定され、遡及分を受給した
- ・ その他の事情により保護費に過払いが生じた
- ・ 生命保険の解約返戻金が入金された など

7. 保護受給までの流れ

相談

生活保護の相談をしたい、詳しい内容について尋ねたい時は、市役所生活援護課（福祉事務所）にお越してください。

申請

相談後、申請の意思が明確になれば、保護申請書類一式に必要な事項をご記入ください。

調査

・
訪問

申請があった場合、ケースワーカーが家庭訪問を行い、生活状況などの聞き取りを行います。
併せて、収入・資産状況の調査を銀行や生命保険会社などに対して行います。
また、扶養義務者の方への扶養調査も同時に行います。

決定

調査に基づき国が決められている基準をもとに、あなたの世帯が保護が必要かどうか決定します※申請のあった日から14日（調査に時間を要した場合は最長30日）までに通知します。

開始

・
支援

生活保護が開始したら、担当のケースワーカーがついて、定期的に訪問調査をします。就労に向けた助言をはじめ、生活の自立に向けた支援を行います。

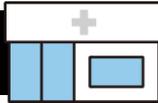
▶ 支払いについて

支給日・・・毎月5日

5日が土・日・祝日などの閉庁の時は、閉庁日の前日が支給日となります。

原則、口座振り込みとなります。

8. 医療扶助について



▶ 医療扶助について

生活保護を受けている人の保険適用内の医療費は、自己負担分を福祉事務所が負担します。そのため、生活保護法で指定された医療機関（指定医療機関）に受診してください。

※指定外の医療機関を受診すると、医療費全額（10割相当）が自己負担となる場合があります。

・原則近隣の医療機関を受診してください。遠方の医療機関への受診は、必要性が認められることが条件となります。

※国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療費助成（子ども・障害者など）は生活保護受給中の人には使えません。

▶ 保護申請中の医療機関・薬局の受診について

いったん医療費が10割負担となる場合があります。

事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

休日や夜間などで事前に連絡できなかった場合は、医療機関の受付で生活保護申請中とお伝えください。開庁後に速やかに福祉事務所へご連絡ください。

▶ お薬について

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用してください。後発医薬品の使用に不安がある場合は、医師にご相談ください。

▶ 施術の給付について

柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうは、給付に条件があり、全額自己負担になる場合もあります。

事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

9. Q&A

Q.自動車やバイクがあっても生活保護を受けられますか？

A.原則として売却などにより処分して生活費に充てる必要があります。

また他人名義の自動車やバイクであっても、運転は原則禁じられています。

ただし、就労収入を得るためにやむを得ず仕事で使用する場合、障害者の通院などに必要な場合などには、保有が認められることがあります。

※125cc以下のバイクは、条件によっては認められる場合があります。

Q.持ち家があっても、生活保護は受けられますか？

A.原則として売却し、その売却金を最低生活の維持に活用していた

できます。ただし実際に居住しており、処分価値が低い場合などには、保有が認められることがあります。また、持ち家がリバースモーゲージ(P3)の対象

となる場合、保護受給後に申請の手続きを行っていただくこととなります。

Q.家族の中で自分だけ生活保護を受けられますか？

A.生活保護は世帯単位で保護が必要かどうかを判断することになります。

実際に居住している世帯全員の状況によって、保護の適用を決定する

こととなりますので、同居の家族がいる場合に、基本的には一人だけ生活保護を受けることはできません。

Q.生命保険を契約したまま生活保護は受けられますか？

A.解約返戻金がある生命保険は活用すべき資産の一部とみなされるため、

原則は解約していただくこととなります。ただし、保有が認められる場合も

あるため、担当ケースワーカーへ相談してください(学資保険は別の取り扱いがあります)。

Q. 借 金があっても生活保護は受けられますか？

A. 保護申請時に借 金があることで生活保護が受けられないことはありません。

ただし、生活保護費は最低限度の生活を保障するものであり、借金の返済に充てるものではありません。保護を受給する前の借金や個人的な貸し借りによって生じた債務が消えるわけではないため、法テラスなどへ相談し、負債整理をするようにしましょう。

また、原則、生活保護を受けているときに借 金をしてはいけません。

知人や親族、ローン会社などからの借入れなどの借金は収入として認定するため、借入金の分を差し引いて保護費を支給することになります。

Q. 生活保護受給者の宝塚市内の家賃の上限額っていくらですか？

A. 単身世帯：40,000円、2人世帯：48,000円、3～5人世帯：52,000円、6人世帯：56,000円、7人世帯以上：62,000円です。

この金額を超える賃貸住宅に居住している場合は「高額家賃」とみなされ、転居指導の対象となる場合があります。

Q. 生活保護を受けているときに、家具家電の買い替え費用は支給できますか？

A. 生活保護を申請後、担当ケースワーカーが自宅へ実地調査に行きます。

その際に、エアコンや冷蔵庫などの家具家電が無いまたは壊れている状態で

あれば、「家具什器費」として支給ができます（支給上限額があります）。

ただし、保護を受けている途中に家具家電が壊れた場合は、支給できません。

その際は、担当ケースワーカーへ相談してください。

10. 保護開始時の手続きについて

保護を受けることになった場合は、下記の手続きを行ってください。

	てつづ 手続き	まどぐち 窓口
いりょう 医療		
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	こくみんけんこうほけんしゃしょう 国民健康保険者証または資格確認書 の返還（社会保険加入者は不要）	こくみんけんこうほけんか 国民健康保険課
こうきこうれいしゃ 後期高齢者 いりょうせいど 医療制度	こうきこうれいしゃいりょうせいど 後期高齢者医療制度の資格、療養費 給付に関すること	いりょうじよせいとか 医療助成課
ふくしいりょうせいど 福祉医療制度	ふくしいりょうせいど 福祉医療制度に関すること	
していなんびょういりょうひ 指定難病医療費 じよせいせいど 助成制度	とくていりりょうひ 特定医療費（指定難病）の変更（所得 区分）申請	ひょうごけんたからづかけんこう 兵庫県宝塚健康 ふくしじむしょ 福祉事務所 （保健所）
しょうにまんせい 小児慢性 とくていしつべいりりょう 特定疾病医療	しょうにまんせいとくていしつべいりりょう 小児慢性特定疾病医療の変更（所得 区分）申請	ちいきほけんか 地域保健課
ねんきん 年金	こくみんねんきんほけんりりょう 国民年金保険料の変更申請 （法定免除、申請免除）	まどぐち 窓口サービス課 ねんきんたんとう （年金担当）
かいご 介護	かいごほけんひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証の返還 （40歳以上65歳未満のみ）	かいごほけんか 介護保険課 しかくたんとう （資格担当）
しょうがい 障害のある人	じりつしえんいりりょう 自立支援医療（精神通院・育成医療・ 更生医療）の更新・変更（所得区分） 申請	しょうがいふくしか 障害福祉課
ためんじよせいど その他免除制度	NHK受信料の免除	せいかつえんごか 生活援護課

※詳しくは上記窓口へお問い合わせください。

11. 生活保護のご相談・お問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市福祉事務所（宝塚市生活援護課）
電話番号：0797-77-2079（直通）
0797-71-1141（代表）

あなたの担当ケースワーカー（名前）

あなたの地域の民生児童委員（名前）

▶ 担当ケースワーカー

福祉事務所には、保護受給世帯を受け持つ担当ケースワーカーがいます。
生活や健康、仕事の状況などをお聞きし、必要な支援や助言をします。
また、保護の決定や継続に必要な調査や家庭訪問なども行います。

▶ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の日常生活の中で困ったことや心配ごと、
相談ごとに応じてくれる方で、福祉事務所とも連携しています。民生委員・児童
委員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

※生活保護が開始・停止・廃止となった場合や、生活保護受給中に転居した
場合、お住まいの地区の民生委員・児童委員にその旨の通知をします。

1 収入	
<input type="checkbox"/> 年金額改定通知書・年金振込通知書	<input type="checkbox"/> 年金証書
<input type="checkbox"/> 直近3ヶ月の給与明細書	<input type="checkbox"/> 仕送り・養育費が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-1 資産	
<input type="checkbox"/> 生命保険証書	<input type="checkbox"/> 最新の記帳がしてある預金通帳すべて
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-2 資産(車、原付がある場合)	
<input type="checkbox"/> 車検証	<input type="checkbox"/> 自賠責・任意保険証
3-1 住宅(持ち家の場合)	
<input type="checkbox"/> 不動産売買契約書	<input type="checkbox"/> 家・土地の登記書
3-2 住宅(賃貸の場合)	
<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(家賃が分かる書類)	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(借地代が分かる書類)
<input type="checkbox"/> 重要事項説明書	<input type="checkbox"/>
4 医療	
<input type="checkbox"/> 通院先の診察券	<input type="checkbox"/> 直近3ヶ月の医療費の領収書
<input type="checkbox"/> 医療保険証(国民健康保険、後期高齢者医療、社会保険など)	<input type="checkbox"/>
5 他法	
<input type="checkbox"/> 障害者手帳(身体・精神・療育)	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(精神通院・更生医療)
<input type="checkbox"/> 特定疾患(指定難病、小児慢性など)	<input type="checkbox"/> 介護保険証
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳	<input type="checkbox"/>
6 身分証明書	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・通知カード	<input type="checkbox"/> 在留カード
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/>
7 その他	
<input type="checkbox"/> ハンコ(認印など)	<input type="checkbox"/> 直近3ヶ月の光熱水費の領収書・請求書
<input type="checkbox"/> 負債(借金)の金額や借入先が分かる書類	<input type="checkbox"/>

書類がそろっていない場合でも保護の申請は可能です。

申請後については、保護の要否を検討するための資料として使用させていただく書類であるため、不足書類の提出をお願いする際はご協力をお願いいたします。